

財政 01

令和2年度下半期の 予算執行状況をお知らせします

【問い合わせ】
財政課（麻生庁舎）
☎0299-72-0811

一般会計

■歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	38億9361万円	38億6813万円	99.3%
地方譲与税	2億7287万円	2億7287万円	100.0%
利子割交付金	295万円	295万円	100.0%
配当割交付金	1414万円	1414万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	1969万円	1969万円	100.0%
法人事業税交付金	1459万円	1459万円	100.0%
地方消費税交付金	7億2412万円	7億2412万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億1161万円	1億1161万円	100.0%
環境性能割交付金	1964万円	1964万円	100.0%
自動車取得税交付金	0	0	-
地方特例交付金	3116万円	3116万円	100.0%
地方交付税	56億6367万円	56億6367万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	328万円	328万円	100.0%
分担金及び負担金	2839万円	2923万円	103.0%
使用料及び手数料	1億4436万円	1億2748万円	88.3%
国庫支出金	63億3052万円	56億3862万円	89.1%
県支出金	13億7481万円	4億2505万円	30.9%
財産収入	7496万円	7803万円	104.1%
寄附金	2億1190万円	1億9108万円	90.2%
繰入金	8億3631万円	1億2203万円	14.6%
繰越金	6億7258万円	6億7258万円	100.0%
諸収入	3億1150万円	2億7963万円	89.8%
市債	14億6110万円	3億9350万円	26.9%
合計	222億1776万円	187億308万円	84.2%

■歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	1億5289万円	1億4622万円	95.6%
総務費	75億4536万円	58億3634万円	77.4%
民生費	51億3654万円	39億8077万円	77.5%
衛生費	11億6002万円	8億5832万円	74.0%
農林水産業費	9億980万円	6億8023万円	74.8%
商工費	4億2635万円	3億6901万円	86.6%
土木費	21億8511万円	16億6409万円	76.2%
消防費	8億4790万円	7億9805万円	94.1%
教育費	18億8700万円	15億8423万円	84.0%
災害復旧費	1万円	0	0.0%
公債費	19億5741万円	19億5728万円	99.9%
諸支出金	0	0	-
予備費	937万円	0	0.0%
合計	222億1776万円	178億7454万円	80.5%

歳入 予算現額 222億1776万円
収入済額 187億308万円 (84.2%)

歳出 予算現額 222億1776万円
支出済額 178億7454万円 (80.5%)

特別会計・企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	47億3871万円	40億5905万円	85.7%	47億3871万円	41億8273万円	88.3%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	39億2586万円	32億8833万円	83.8%	39億2586万円	34億8628万円	88.8%
	介護サービス事業勘定	784万円	940万円	119.9%	784万円	384万円	49.0%
後期高齢者医療特別会計	4億764万円	4億73万円	98.3%	4億764万円	3億5244万円	86.5%	
水道事業会計	収益的収支	9億8197万円	9億6465万円	98.2%	8億7710万円	8億3290万円	95.0%
	資本的収支	3億2102万円	7941万円	24.7%	6億603万円	3億5738万円	59.0%
下水道事業会計	収益的収支	8億2450万円	8億3135万円	100.8%	8億2450万円	7億8149万円	94.8%
	資本的収支	4億9519万円	4億1361万円	83.5%	7億3223万円	6億4813万円	88.5%

基金の状況

■財政調整基金	17億3009万円
■減債基金	7億6539万円
■公共施設整備基金	10億8039万円
■揚排水施設維持管理基金	7638万円
■なめがた振興基金	9757万円
■行方市ふるさと応援寄附金基金	1億782万円
■合併振興基金	19億2343万円
■防災まちづくり基金	4118万円
■有機肥料供給センター整備改修基金	4567万円
■行方市公共交通システム事業基金	1億2058万円
■行方市学習環境改善事業基金	1060万円
■実践的英語能力育成事業基金	2100万円
■森林環境譲与税基金	298万円
■国民健康保険支払準備基金	8188万円
■介護給付費準備基金	4億557万円
■下水道事業基金	2億6036万円
合計	67億7089万円 ※現在高

出資金等の状況

■株券	4470万円
■出えん金	4000万円
■出資金	5億8522万円
■寄託金	2538万円
■債権	2460万円
合計	7億1990万円 ※現在額

市債の状況

■一般会計債	170億3080万円
■水道建設事業債	25億9524万円
■下水道建設事業債	48億2207万円
合計	244億4811万円 ※未償還額

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。
今回は、令和3年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。



※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

こども福祉
02

行方市子育て世帯応援給付金の
お知らせ

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
FAX 0299-36-2610

新型コロナウイルス感染症により、家庭での負担が増加している子育て世帯への経済的支援として、行方市独自の給付金を支給します。

【給付金の対象となる方】

- ①対象児童に係る令和3年4月分の児童手当を行方市から受給している方
- ②対象児童に係る令和3年4月分の児童手当を受給していて、令和3年4月1日時点で行方市に住所があった方（公務員の方）
 - ※①、②とも特例給付（所得制限超過により、児童1人につき月額5,000円の児童手当を受給している方）も支給対象です。

【対象児童】

令和3年4月分の児童手当の対象となる児童
（平成18年4月2日から令和3年3月31日までに生まれた子ども）

【給付額】

対象児童1人につき、10,000円を支給します。
令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方には、対象児童1人につき5,000円を追加で支給します。

【給付金の受給手続きについて】

上記、給付対象の①に該当する方

申請は不要です。6月15日（火）に、児童手当登録口座に支給予定です。

上記、給付対象の②に該当する方

申請が必要です。下記の必要書類（※）を窓口にご提出ください。
認定後、随時、指定口座に振り込みます。

※必要書類

- ・行方市子育て世帯応援給付金申請書（請求書）【公務員】
- ・請求者名義の口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や、キャッシュカードの写し
- ・公務員であることが分かる身分確認書類（共済組合員証、身分証明書の写し等）

【申請受付期間】

6月1日（火）～8月31日（火） *受付窓口は、土・日・祝祭日を除く
8:30～12:00、13:00～17:15

【受付窓口】

こども福祉課（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

こども福祉 03

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
FAX 0299-36-2610

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給します。

【給付金の対象となる方】

18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降までの間にある児童（申請時点で一定の障害がある20歳未満の児童も対象となります）を監護しており、以下の①～③のいずれかに該当する方）

※児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方、養育者の方も対象となります。児童扶養手当法に定める支給要件の中では、ひとり親でなくても、夫婦どちらかが障害年金を受給している場合、世帯の収入条件によっては該当する場合があります。

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【給付額】

対象児童1人につき、一律50,000円

【給付金の受給手続きについて】

上記、給付対象の①に該当する方

申請は不要で、すでに5月25日（火）に支給済みです。

上記、給付対象の②、③に該当する方

申請が必要です。

申請するにあたり、必要に応じて戸籍謄本、家計の状況に関する書類（給与明細書、年金決定通知書等）が必要となります。家計の状況に関する書類については、生計を同一にしている家族に対しても必要となります。

給付金の支給要件に該当するかどうか申請内容を確認し、随時、指定口座に振り込みます。

【申請受付期間】

6月1日（火）～令和4年2月28日（月） *受付窓口は、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く
8:30～12:00、13:00～17:15

【受付窓口】

こども福祉課（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

こども福祉

04

児童手当の現況届を忘れずに

【問い合わせ】

こども福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

FAX 0299-36-2610

【児童手当現況届の提出をお願いします】

児童手当の給付を受けるには、毎年、6月1日現在の状況を記載した「現況届」の提出が必要です。

現況届は、6月分以降の手当を、引き続き受給する要件を満たしているかどうかを審査するものです。

6月9日（水）に、今年度分の現況届を郵送しますので、提出をお願いします。

現況届が提出されない場合、6月分以降の児童手当を受けられなくなることがあります。

【提出期限】

6月30日（水）**必着**

【提出方法】

返信用封筒で、**郵送**での提出です。（不備のないようにお願いします）

昨年に引き続き、返信用封筒を同封しますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

【提出書類】

全ての受給者の方

- ・現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（該当者のみ。詳しくは、現況届に同封のチラシをご覧ください。）
- ・その他に現況届に同封されている書類がある方は、そちらも提出してください。

口座変更希望の方

- ・口座変更届
- ・受給者名義の口座（普通口座）の確認ができるもの（通帳やキャッシュカードの写し）
- ・受給者の本人確認ができるもの（顔写真付き1点：運転免許証写し等）

【提出先】

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404番地

行方市役所 こども福祉課 児童手当担当


**行方の魅力発信広報番組
「なめトーク」**


IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

**エフエムかしまの放送エリアは
鹿行地域でお聴きいただけます**


ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

国保年金

05

国民年金保険料の納付について

【問い合わせ】

国保年金課（玉造庁舎）
☎0299-55-0111
水戸年金事務所
☎029-227-3251

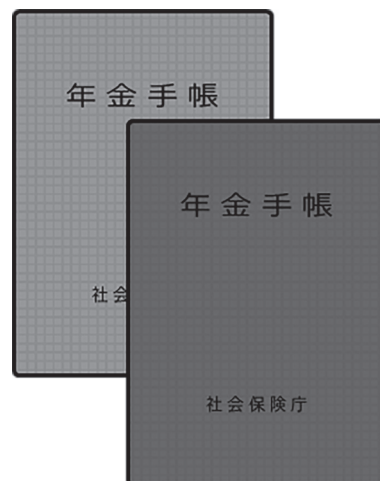
令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。



失業や所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。なお、令和3年度分(令和3年7月分から令和4年6月分まで)の免除等の受け付けは、令和3年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

さらに、平成31年4月からは、産前産後期間の国民年金保険料が、免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に、出産をした国民年金第1号被保険者の方が対象になり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除になります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から、6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

届け出は、出産予定日の6カ月前からでき、出産前に申請される際は、母子手帳など出産日等の確認ができるものをお持ちください。

※前納等により保険料をすでに納めている場合には、産前産後期間の保険料は還付されます。

広告



年金・ローン・共済無料相談会

- 年 金**：年金の専門家である社会労務士が相談に応じます。
年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。
- ロ ー ン**：住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。
- 共 済**：ご加入中の保険等内容などを無料診断します。
※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約のうえご来店ください。
ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

JAなめがたしおさい

開催日時：7月3日（土）午前9時～午後3時
開催店舗：麻生支店 行方市島並 857-2 TEL: 0299-72-0068

行方市公式ツイッター
つぶやき中！

市政情報、イベント情報や緊急情報など、
行方市の情報を幅広くつぶやきます。

農林水産 かんしょを新たに作付けする 06 荒廃農地等の再生費用を 助成します

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎0291-35-2111
茨城県鹿行農林事務所企画調整課
☎0291-33-6285

かんしょ（サツマイモ）は、近年、国内外で需要が拡大しています。一方で、県内のかんしょ加工業者は、本県産だけでは原材料を満たすことができず、他県産を購入して対応している状況です。

そこで、県では、かんしょの生産拡大を図るため①新たに作付けを行うために荒廃農地を再生するかんしょ農家に対して、その費用を補助する②農地の所有者に対して、かんしょ農家に一定以上の農地を貸し出す場合に協力を交付する『茨城かんしょトップランナー産地拡大事業』を行います。

【補助内容】

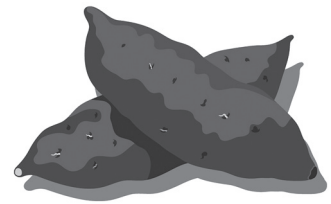
①かんしょを新たに作付けする荒廃農地等を再生する費用への補助

対象者：荒廃農地等を再生するかんしょ農家、農業者団体

補助対象：荒廃農地等の再生に係る費用

補助率：1/2（上限10万円/10a）

※樹木等の抜根等が必要な場合には、当該経費の1/2（上限15万円/10a）を加算



②規模拡大のための農地貸付協力金

対象者：かんしょ農家に農地（20a以上）を貸し出す農地の所有者

交付額：定額15,000円/10a

※②は農地中間管理事業を通すことが条件となります。

環境

07

アプリで不法投棄の通報に ぜひご協力ください!!

【問い合わせ】
茨城県廃棄物規制課
☎029-301-3033
環境課（北浦庁舎）
☎0291-35-2111

茨城県では、不法投棄に関する情報を集めるため、アプリを活用しています。皆さまのスマートフォンなどのモバイル端末から、このアプリをダウンロードすることで、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付入力するだけで、簡単に通報できます。

通報していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に情報が提供されます。

つきましては、県民の皆さまの通報のご協力をお願いします。



◀不法投棄通報アプリ：PIRIKA（ピリカ）：

世界最大規模のごみ拾いアプリケーション。

地域の清掃活動の活性化に活用され、これまでに約80万人以上が

参加し、累計1.4億個以上のごみが回収されている。

※詳しくは、茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/kikaku/haitai.html>



▲ダウンロードはこちらから

商工観光 08

行方市事業経営支援金支給(市) のご案内

【問い合わせ】
商工観光課(北浦庁舎)
☎0291-35-2111
行方市商工会
☎0299-72-0520

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内に住所を有する個人事業者(営業等・農業)または市内に本社を置く中小企業者および小規模事業者の皆さまへ、事業の継続を支える資金として、支援金を支給します。

【給付対象の主な要件】

- ① 2020年1月から12月までの事業収入等が、前年と比較して減収率が20%以上減少していて、減収額が200万円以上であること
- ② 新型コロナウイルス感染症対策に係る市からの補助金等を受けていないこと、または受ける予定がないこと
- ③ 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- ④ 交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと
- ⑤ 行方市暴力団排除条例(平成23年行方市条例第21号)に規定する暴力団の関係者でないこと

【給付額】

- 減収率が20%以上かつ減収額が、1,000万円以上である方 ▶ 50万円(定額)
- 減収率が20%以上かつ減収額が、200万円以上1,000万円未満である方 ▶ 25万円(定額)

【申請方法】

商工観光課で申請してください。

【申請期間】

6月1日(火)～7月30日(金)

【申請に必要な書類】

- ① 申請書兼請求書

※行方市ホームページからダウンロードまたは商工観光課に備え付けてあります。

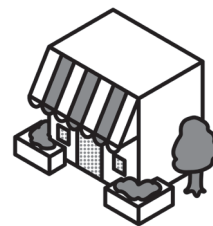
- ② 確定申告書類 ※税務署または市役所の收受日付印が押されていること。(電子申告の場合には受信通知があること)

(1) 2019年分および2020年分の青色申告決算書または収支内訳書(個人事業者)

(2) 2019年と2020年の収入が確認できる書類(法人事業概要説明書等) ※法人に限る

- ③ 申請者本人名義の口座通帳の写し

- ④ 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)



水道 09

新型コロナウイルス感染症対策 に伴う水道料金の減免について

【問い合わせ】
水道課(泉配水場)
☎0299-55-1108

水道事業では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援策として、市民や事業者の皆さまの負担軽減を図るため、水道料金の基本料金の半額を、令和3年7月分(8月請求分)から6カ月間減免します。なお、この減免措置についての手続きは不要です。

【支援内容】

水道料金の基本料金2,640円を半額減免

一般用 1カ月あたり減免額:1,320円(消費税込み)

※水道料金のうち、基本料金のみ減免の対象であり、基本水量を超えた超過料金、メーター使用料および下水道使用料は通常通りの請求となります。

【対象期間】

令和3年7月使用分(8月請求分)から令和3年12月使用分(1月請求分)までの6カ月間

※令和4年1月使用分(2月請求分)からは、通常の減免前の料金になります。



政策秘書

10

庁舎建設基本計画(案)に関する市民説明会を開催しました

【問い合わせ】
政策秘書課（玉造庁舎）
☎0299-72-0811

令和3年4月24日(土)、25日(日) および29日(木・祝)に、『庁舎建設基本計画(案)に関する市民説明会』を市内3カ所で開催しました。

会場では、マスク着用、換気や席の間隔を空けるなどの新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、3日間で150人を超える市民の皆さんが参加しました。

市民説明会では、庁舎建設基本計画(案)の内容である「現庁舎の現状と課題」、「新庁舎の必要性」、「新庁舎の規模と費用」、「新庁舎の建設地と3庁舎跡地の活用」、「事業スケジュール」などの説明を行い、参加者から質問や意見・提案をいただきました。

市では、市民説明会やパブリックコメントなどでいただいた、ご意見・ご提案を市議会と協議し、庁舎建設基本計画を決定していきます。

今後も、定期的に市民の皆さんと対話する機会を設けて、進めていきたいと考えていますので、ご意見・ご提案がありましたら、政策秘書課までお願いします。

▶市民説明会の様子



▲受け付けの様子



▲質問に答える市長



▲会場の様子

▶市民説明会での主な質疑応答

- Q 新庁舎では市民サービスの向上を図り、今までのような庁舎間をたらい回しにするようなサービスを改めてほしい。
- A 3庁舎に分散し分かりにくかった市民サービスを集約し、他部署にわたるような複合的なサービスや対面が必要な相談は、市民の皆さんが利用しやすいように、ワンストップフロア窓口の整備を検討していきます。
- Q 市民サービスの向上と記載されているが全く具体性がなく、どのような市民サービスが向上するか分からない。
- A 新庁舎では防災拠点機能を整備することにより、災害時でも市民サービスを提供することが可能になり、指揮命令拠点としても迅速な対応が可能になります。また、新庁舎では、単発的なサービスは窓口申請のオンライン化を促進し、市役所に来なくても受けられる手続きを拡大します。
- Q 庁舎が一つになることで遠くなり、不便になってしまう市民が多くいるので、公共交通の充実を図ってほしい。
- A 現在も医療センターをハブとした公共交通網を形成していますが、今後も新庁舎に来る人が不便にならないように、民間の広域路線バス、市営路線バス、デマンドタクシーなどを組み合わせて、公共交通の充実を図っていきます。また、証明書の発行や申請など、市民利用が多いサービスは、当面の間、3庁舎付近でも提供していきます。
- Q なめがた地域医療センターをどのように活用していくつもりなのか。
- A 病院の活用を考える前提条件として、市民の皆さんが不安にならないように地域医療を確保することが必要です。基本計画決定後、医療センターの経営母体であるJA茨城県厚生連と協議し、活用する場所や条件を協議していきます。
- Q 3庁舎の活用はどのように考えているのか。
- A 庁舎建設基本計画(案)では、それぞれの地域特性を生かして、3庁舎を活用するコンセプトを提示していますが、具体的な整備計画はこれから作成していきます。3庁舎の整備計画を策定する上では、市民の皆さんの意見を聞いて、進めていきたいと考えています。

※庁舎建設基本計画、市民説明会の資料と他のQAは、市のHPで掲載しています。

収納・税務

11

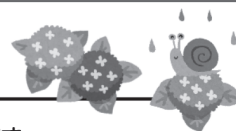
市税と保険料
のお知らせ

6月の市税と保険料は…

市・県民税 第1期 介護保険料 第2期

納期限(振替日)は6月30日です。

令和3年度 個人住民税(市・県民税)のお知らせ



個人住民税(市・県民税)とは、1月1日時点で住所があった市(県)に支払う税金です。市民の方に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得金額に応じて負担していただく所得割があります。

普通徴収(個人納付)の方

市役所から納税義務者へ納税通知書が送付され、年4回(6月・8月・10月・12月)の納期ごとに納めていただきます。納税通知書は毎年6月中旬の発送となりますが、課税資料が遅れて提出された場合や申告などで税額が変更となった場合には、その都度、納税通知書が送られます。

給与からの特別徴収の方

給与所得の場合は会社の給与支払者(特別徴収義務者)が毎月の給与から税額を差し引いて、6月から翌年5月までの年12回で納めていただきます。納税義務者には事業所(特別徴収義務者)を通して税額をお知らせします。

公的年金からの特別徴収の方

公的年金の支払者が年金の支払いの際に住民税を天引きし、納税義務者にかわって納付する方法です。この特別徴収は、原則として、65歳以上の公的年金所得者の方が対象となり、各年金支払月(4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回)に年金から住民税が特別徴収されます。

《よくあるご質問》

- 年の途中で引っ越した場合に住民税を収める市町村は？
Q.令和3年1月20日に行方市からA市に引っ越した場合、令和3年度の住民税はどちらに納めることになりですか？
A.令和3年1月1日現在であなたの住所は行方市にありましたので、その後にA市に引っ越しをしたとしても、令和3年度分の住民税は行方市に納めていただくことになります。
- 退職した翌年に住民税の納税通知書が届いた
Q.令和2年度中に退職し、今は所得がない状態です。令和3年度住民税の納税通知書が届きましたが、なぜでしょうか？
A.住民税は前年の所得をもとに計算されます。令和3年度の住民税は、令和2年度の所得を基に計算され、課税されます。
※その他、ご不明な点等ありましたら、**行方市役所 税務課** までお問い合わせください。

事業主のみなさまを対象とした共通納税システムのお知らせ

個人住民税(特別徴収分)を、地方税共通納税システム(eLTAX)を使ってインターネットより納付することができます。(納付にかかる手数料は無料です)

行方市で納付可能な税目

○個人住民税(特別徴収) ○個人住民税(退職所得分) ※納入申告がeLTAXで電子的に送付されている場合
○法人市民税

サービス内容や利用手続きについては、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。

eLTAXヘルプデスク

【受付時間】午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
【電話番号】0570-081459 (つながらない場合:03-5521-0019)

(問い合わせ) 収納対策課・税務課(麻生庁舎) TEL0299-72-0811